第4章 市税の納付など

名古屋市くらしの手続きガイドもご利用ください。

【くらしの手続きガイド】

市税の納付場所

名古屋市税は以下の金融機関等で納めることができます。（令和8年6月1日現在）

指定金融機関・収納代理金融機関

名古屋市内に店舗がある銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫の全国の店舗（一部取り扱いのない金融機関もあります。）。ただし、ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡の各県の店舗。詳しくは納付書をご覧ください。

全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関

地方税の全国共通システムであるエルタックスに対応している全国の金融機関の店舗。具体的に対応している金融機関はエルタックスホームページ（40ページ参照）で確認できます。ただし、エルタックスに対応した納付書であることを示す全国統一のマーク「eLマーク（えるまーく）」が付された納付書が必要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニエンスストアなど

名古屋市指定コンビニエンスストアなど。バーコードが印字されている納付書のみ取り扱います。ただし、納期限（指定期限）が過ぎた納付書は取り扱いません。※コンビニエンスストアなどの店頭ではクレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用した納付はできません。詳しくは、納付書をご覧ください。

市税事務所

各市税事務所（3か所）

区役所・支所

銀行派出所または区会計管理者、支所の区民生活課出納員

市役所

三菱UFJ銀行名古屋市役所出張所（銀行派出所）または市会計管理者

市税の納期 市税は納期内に納めましょう。

＜市税の納期等一覧＞

税目＼月	個人の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	法人の市民税	事業所税	個人の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）	市たばこ税
4		第1期		（確定申告）事業年度終了の日の翌日から2か月以内 （中間申告）事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	（法人）事業年度終了の日から2か月以内 （個人）翌年3月15日まで	徴収した翌月10日まで	翌月末日まで
5			全期				
6	第1期						
7		第2期					
8	第2期						
9							
10	第3期						
11							
12		第3期					
1	第4期						
2		第4期					
3							

●詳しくは、各税目のページをご覧ください。●納期限が、土曜日・日曜日、祝日または12/29～1/3のときは翌開庁日になります。

＜延滞金＞

納期限後に納付する場合は、税額のほかに延滞金が加算されます。延滞金の金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、法律の定めるところにより計算されます。

口座振替

口座振替にすると、金融機関やコンビニエンスストアへお出かけいただかなくても、納期ごとにご指定の口座から自動的に市税を納付できます。うっかり納め忘れることがなく、お忙しい方などには特に便利です。

ご利用いただける市税

・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
・固定資産税（償却資産）
※市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、法人市民税、軽自動車税または事業所税はご利用いただけません。
※過年度分はご利用いただけません。

申込方法

スマートフォンやパソコンから、Web口座振替受付サービスを利用してお申込みください。

インターネット以外でお申込みされる場合は、預貯金口座のある取扱金融機関の窓口からお申込みください。詳しくは、市ウェブサイト（ページID:1033967）をご覧ください。

※法人名義の口座は、インターネットでのお申込みはできません。

＜お申込みに必要なもの＞

①市税の納税通知書または領収書（お問い合わせ番号がわかるもの）
②預貯金口座の口座番号などがわかるもの
③預貯金口座の届出印（インターネットでのお申込みの場合は不要です。）
※申込用紙は名古屋市内の金融機関の窓口に設置しています。
名古屋市外の店舗でお申込みされる方は、名古屋市市税収納事務センター（☎052-957-6931）に申込用紙を請求してください。

取扱金融機関

指定金融機関・収納代理金融機関の全国の店舗。
ただし、一部の金融機関は愛知県内の店舗に限ります。詳しくは、納付書をご覧ください。

口座振替の開始時期

口座振替の開始時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。

振替日

各納期の最終日。前納（1年分）の場合は、第１期の最終日。

令和8年度　口座振替の開始時期と申込期日の目安

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）			固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）		
口座振替の開始時期	申込期日		口座振替の開始時期	申込期日	
	インターネット	申込用紙		インターネット	申込用紙
第１期分から（振替日　６月３０日）	6月8日まで	4月末日まで	第１期分から（振替日　４月３０日）	4月8日まで	2月末日まで
第２期分から（振替日　８月３１日）	8月8日まで	6月末日まで	第２期分から（振替日　７月３１日）	7月8日まで	5月末日まで
第３期分から（振替日　１１月２日）	10月8日まで	8月末日まで	第３期分から（振替日　翌年１月４日）	12月8日まで	10月末日まで
第４期分から（振替日　翌年２月１日）	翌年1月8日まで	11月末日まで	第４期分から（振替日　翌年３月１日）	翌年2月8日まで	12月末日まで

市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照

スマートフォンやパソコンからの納付

納付書に印字された「ｅＬ－ＱＲ」や「ｅＬ番号」を利用した納付

地方税の全国共通システムであるエルタックス（地方税共通納税システム）を利用して、スマートフォンやパソコンからクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリなどにより納税ができます。

具体的な手続き、利用可能な金融機関などの詳細な情報については、エルタックスホームページをご覧ください。40ページに記載のQRコードからアクセスできます。

＜利用できる税目＞

個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税など、納付書に「eL－QR(えるきゅーあーる)」（QRコード）、「eL番号（えるばんごう）」（納付書を識別する番号）が印字された市税。

＜クレジットカード、インターネットバンキングでの納付手続き＞

・地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」から納付書に印字された「eL－QR」を読み取るか、「eL番号」を入力して納付します。
・「地方税お支払サイト」へは市ウェブサイト（ページID:1011991）のページからアクセスできます。
・名古屋市指定金融機関および収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。

＜スマートフォン決済アプリでの納付手続き＞

・各種スマートフォン決済アプリから納付書に印字された「eL－QR」を読み取って納付します。
・利用可能なスマートフォン決済アプリは、地方税お支払サイトのページから確認できます。

＜注意事項＞

・納期限（指定期限）が過ぎた納付書では利用できません。
・領収書は発行されません。
・納付書の一片に付けられた軽自動車税納税証明書（継続検査用）は、領収印が押印されませんので証明書として使用できません。証明書が必要な方は33ページに記載の納付場所で納付してください。
・クレジットカード納付の場合、納付税額に応じたシステム利用料がかかります。
・システムメンテナンス等により、利用できない場合があります。
・地方税お支払サイトは令和8年9月にeLお支払サイトへ名称変更予定です。

エルタックスを利用した電子申告などを行っている市税の納付

エルタックスを利用して電子申告を行っている方は、地方税共通納税システムを利用して、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付（※）などにより納税ができます。また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納付を行うことができます。

具体的な手続き、利用可能な金融機関などの詳細な情報については、エルタックスホームページをご覧ください。40ページに記載のQRコードからアクセスできます。

※ダイレクト納付とは、エルタックスに事前に登録した口座から直接引き落とすことによって納付する方法です。ダイレクト納付を利用するためには、エルタックスの利用者IDを取得して口座情報を登録する必要があります。

＜利用できる税目＞

●個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）●法人市民税 ●事業所税●市たばこ税

※固定資産税（償却資産）は利用できません。

＜納付手続き＞

・初めてエルタックスを利用する場合は利用者IDを取得してください。
・事前にエルタックスで納税を行う税目の利用届出を行ってください。
・エルタックス対応ソフトウェアを利用してエルタックスから納付情報を取得し、その情報をもとにクレジットカード、インターネットバンキングなどにより納付します。
・名古屋市指定金融機関および収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。

＜注意事項＞

・領収書は発行されません。
・クレジットカード納付の場合、納付税額に応じたシステム利用料がかかります。

市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照

Q&A こんな場合、納付はどうなるの？

納期限後の納付方法は？

Q11 **固定資産税・都市計画税第2期の納期限をうっかり忘れていて、納めるのが8月中旬になってしまいました。7月に送られてきた納付書を使用することができますか？**

A 銀行等金融機関の窓口であれば、使用することができます。

なお、コンビニエンスストアなど、クレジットカード、スマートフォン決済アプリおよびインターネットバンキングでは、使用できません。これらの納付方法を希望する場合は、あらためて納付書をお送りしますので、各市税事務所徴収課までご連絡ください。

※納期限後に納付する場合は、遅れた日数に応じて延滞金が加算されます。

Q&A こんな場合、口座振替はどうなるの？

口座振替の申込書は、どこにありますか？

Q12 **口座振替の申込書は、どこにありますか？**

A

1 名古屋市内の場合
口座振替の申込書は、名古屋市内の取扱金融機関の窓口に設置しているほか、市税事務所、区役所・支所の税務窓口に設置しています。

2 名古屋市外の場合
名古屋市市税収納事務センター（☎052-957-6931）に申込書をご請求ください。

3 ダウンロードサービス
市ウェブサイト（ページID:1011997）から郵送専用の申込書を印刷していただくことができます。
※口座振替はインターネットでのお申込みも可能です。
（法人名義の口座は、インターネットからのお申込みはできません。）

納税義務者以外の名義でも、申込みできますか？

Q13 **納税義務者以外の名義の口座でも、申込みできますか？**

A お申込みいただけます。
納税義務者・口座名義人の両方の氏名・住所の記載と、預貯金口座の届出印の押印が必要です。
（インターネットでのお申込みの場合は、預貯金口座の届出印の押印は不要です。）

いつまでに口座振替を申し込むと、納期に間に合いますか？

Q14 **4月に固定資産税の納税通知書が届きました。口座振替で納付したいのですが、いつまでに申し込めば間に合いますか？**

A インターネットでのお申込みの場合は、4月8日までにお申込みいただければ、第1期分（4月）から振替が開始されます。ただし、申込用紙でのお申込みの場合は、すぐに口座振替をお申込みいただいても、第2期分（7月）から振替が開始されます。口座振替が開始する前の納期については、お手元の納付書で納付してください。

なお、振替の開始は手続きの時期により前後することがありますので、登録手続き完了後に送付する「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」により、開始時期をご確認ください。

市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照

口座振替の口座を変更するには？

Q15 振替口座を別の口座に変更したい場合は、どうしたらいいですか?

A スマートフォンやパソコンから、Web口座振替受付サービスを利用して、口座振替の新規申込みをしてください（法人名義の口座は、インターネットからのお申込みはできません。）。

インターネット以外でお申込みされる場合は、預貯金口座のある取扱金融機関の窓口から口座振替の新規申込みをしてください。

なお、変更前の口座は自動で口座振替が解約されますので、変更前の取扱金融機関での解約の手続きは不要です。

変更後の口座からの振替の開始は、登録手続き完了後に送付する「口座振替・自動払込み変更のお知らせ」によりご確認ください。

市税の減免

災害により被害を受けたり、生活保護法による生活扶助などを受けているときなど、特別な事情により納税が困難な方については、市税が減免（税額を減額すること）される場合があります。減免を受けようとする方は、減免申請期限（※）までにお住まいの区（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）は固定資産が所在する区）を担当する市税事務所（固定資産税（償却資産）および軽自動車税は金山市税事務所）へ「減免申請書」を提出してください。

なお、一定の事由に基づく場合、電子申請をすることができます。詳しくは、市ウェブサイト（ページID:1012006）をご覧ください。

※減免申請期限は、原則として次の①または②のいずれか遅いほうの日です。

①減免事由に該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日

②減免事由に該当することとなった日以後最初に到来する納期限

＜個人市民税の減免および森林環境税の免除＞

災害により被害を受けた方、生活保護法による生活扶助などを受けている方などは、一定の要件に該当する場合に個人市民税の減免および森林環境税の免除を受けることができます。

なお、障害者、寡婦などで所得が一定の金額以下の方については、申告書などの提出を減免申請書の提出とみなして個人市民税を減免します。

＜固定資産税・都市計画税の減免＞

固定資産が災害により一定以上の被害を受けたときや固定資産をお持ちの方が生活保護法による生活扶助を受けたときなどは、固定資産税と都市計画税の減免を受けることができる場合があります。

＜軽自動車税の減免＞

災害により損壊等で使用することができなくなった軽自動車等や、生活保護法による生活扶助などを受けている方等が所有し、かつ、使用する軽自動車等については、減免される場合があります。

納税の猶予

一定の要件に該当する場合には、納税を猶予する制度があります。お早めに市税事務所へご相談ください。

＜徴収の猶予＞

以下のような理由により、市税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、1年以内の期間に限り「徴収の猶予」が適用され、市税の納税が猶予されることがあります。

※5の理由による場合には、納期限内に申請を行ってください。

1　財産が災害や盗難にあったこと

2　納税者またはその生計を一にする親族などが病気やケガをしたこと

3　事業を廃止または休止したこと

4　事業について著しい損失を受けたこと

5　本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

＜換価の猶予＞

次の事由に該当する場合等には、1年以内の期間に限り「換価の猶予」が適用され、市税を分割して納付することが認められることがあります。

1　市税を一時に納付することにより、生活の維持が困難になる場合

2　市税を一時に納付することにより、事業の継続が困難になる場合

※上記の事由に該当する場合には、換価の猶予の申請を行うことができます。この申請は納期限から6か月以内に行ってください。

市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照